

藤沢市下水道条例の一部改正について
藤沢市下水道条例の一部を次のように改正する。

2012年（平成24年）12月3日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市下水道条例の一部を改正する条例
藤沢市下水道条例（昭和36年藤沢市条例第30号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 排水設備の設置等（第3条―第5条）
- 第3章 排水設備等工事の事業に係る指定（第6条―第26条）
- 第4章 公共下水道の使用（第27条―第48条）
- 第5章 下水道運営審議会（第49条―第53条）
- 第6章 公共下水道の構造等の基準（第54条・第55条）
- 第7章 雑則（第56条―第61条）

附則

- 第1章 総則
- 第2条の次に次の章名を付する。
 - 第2章 排水設備の設置等
- 第5条の次に次の章名を付する。
 - 第3章 排水設備等工事の事業に係る指定
- 第26条の次に次の章名を付する。
 - 第4章 公共下水道の使用

第27条第1項中「^し尿尿浄化槽」を「浄化槽」に改め、同条第2項及び第3項を削る。

第48条の次に次の章名を付する。

第5章 下水道運営審議会

第59条第1項第4号を次のように改める。

(4) 第27条の規定に違反して^し尿尿を公共下水道に排除した者

第59条第1項第14号中「第54条」を「第56条」に改め、同条を第61条とし、第54条から第58条までを2条ずつ繰り下げ、第53条の次に次の章名、2条及び章名を加える。

第6章 公共下水道の構造等の基準

(公共下水道の構造の技術上の基準)

第54条 法第7条第2項に規定する条例で定める公共下水道の構造の技術上の基準は、次項から第5項までに定めるところによる。

2 排水施設及び処理施設（これを補完する施設を含む。）に共通する構造の基準は、次のとおりとする。

- (1) 堅固で耐久力を有する構造とすること。
- (2) コンクリートその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水及び地下水の浸入を最少限度のものとする措置が講ぜられていること。ただし、雨水を排除すべきものについては、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとすることができる。
- (3) 屋外にあるもの（生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのないものとして次に定めるものを除く。）にあつては、覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止し、及び人の立ち入りを制限する措置が講ぜられていること。

ア 排水管その他の下水が飛散し、及び人が立ち入るおそれがない構造のもの

イ 人が立ち入ることが予定される部分を有する場合は、当該部分を流下する下水の上流端における水質が次に掲げる基準に適合するもの

(ア) 下水道法施行令第6条に規定する基準

(イ) 市長が別に定める方法により検定した場合における検出値により、大腸菌が検出されないこと。

(ウ) 市長が別に定める方法により検定した場合における検出値により、濁度が2度以下であること。

ウ ア及びイに掲げるもののほか、周辺の土地利用の状況、当該施設に係る下水の水質その他の状況からみて、生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれがないと認められるもの

(4) 下水の貯留等により腐食するおそれのある部分にあつては、ステンレス鋼その他の腐食しにくい材料で造り、又は腐食を防止する措置が講ぜられていること。

(5) 地震によつて下水の排除及び処理に支障が生じないよう地盤の改良、可撓継手の設置その他の市長が別に定める措置が講ぜられていること。

3 前項に定めるもののほか、排水施設の構造の基準は、次のとおりとする。

(1) 排水管の内径は100ミリメートル（自然流下によらない排水管にあつては、30ミリメートル）を、排水渠^{きよ}の断面積は5,000平方ミリメートルを、それぞれ下回らないものとし、かつ、計画下水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとする。

(2) 流下する下水の水勢により破損するおそれのある部分にあつては、減勢工の設置その他水勢を緩和する措置が講ぜられていること。

(3) 暗渠^{きよ}その他の地下に設ける構造の部分で流下する下水により気圧が急激に変動する箇所にあつては、排気口の設置その他気圧の急激な変動を緩和する措置が講ぜられていること。

(4) 暗渠^{きよ}である構造の部分の下水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所その他管渠^{きよ}の清掃上必要な箇所にあつては、マンホールを設けること。

(5) またはマンホールには、蓋（汚水を排除すべきます又はマンホールにあつては、密閉することができる蓋）を設けること。

4 第2項に定めるもののほか、浄化センターの構造の基準は、次のとおりとする。

(1) 脱臭施設の設置その他臭気の発散を防止する措置が講ぜられていること。

(2) 汚泥の処理に伴う排気による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようにするための排ガス処理設備の設置その他の措置が講ぜられていること。

(3) 汚泥の処理に伴う排液による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が

生じないようにするための排液を水処理施設へ送水するための導管の設置その他の措置が講ぜられていること。

- (4) 汚泥の処理に伴う残さい物による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようにするための残さい物の飛散及び流出を防止する覆いの設置その他の措置が講ぜられていること。

5 前3項の規定は、次に掲げる公共下水道については、適用しない。

- (1) 工事を施工するために仮に設けられる公共下水道
(2) 非常災害のために必要な応急措置として設けられる公共下水道
(浄化センターの維持管理)

第55条 法第21条第2項の規定による浄化センターの維持管理は、次に定めるところにより行うものとする。

- (1) 活性汚泥を使用する処理方法によるときは、活性汚泥の解体又は膨化を生じないようにエアレーションを調節すること。
(2) 沈砂池又は沈殿池のどろのために砂、汚泥等が満ちたときは、速やかにこれを除去すること。
(3) 急速濾過法によるときは、濾床が詰まらないように定期的にその洗浄等を行うとともに、濾材が流出しないように水量又は水圧を調節すること。
(4) 前3号のほか、施設の機能を維持するために必要な措置を講ずること。
(5) 臭気の発散及び蚊、はえ等の発生の防止に努めるとともに、構内の清潔を保持すること。
(6) 前号のほか、次に定める措置を講ずること。

ア 汚泥の処理に伴う排気による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようにするための排ガス処理等の措置

イ 汚泥の処理に伴う排液による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようにするための排液の水処理施設への送水等の措置

ウ 汚泥の処理に伴う残さい物による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようにするための残さい物の飛散及び流出の防止等の措置

第7章 雑則

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が制定され、下水道法が改正されたことに伴い、公共下水道の構造に係る技術上の基準及び浄化センターの維持管理について新たに本市の条例において定める必要による。